

分析No. 21153901
分析終了日 2011年09月27日

分析成績書

食品の放射能測定

農民運動全国連合会（農民連）
食品分析センター
八田純人



食品の放射能測定結果

分析報告書に記載した方法で、試料について、放射性ヨウ素(I-131)および放射性セシウム(Cs-137, Cs-134)の分析をおこなった結果は以下の通りである。単位は、いずれもBq/kg。

分析依頼者	西村商事株式会社			試料受領日	2011年 9月22日
				検査実施日	2011年 9月26日
分析依頼試料	玄米 23年産コシヒカリ（京円後市峰山町、大宮町） 特別栽培米(5割減、5割減) 2011/09/21			実施時刻	17時20分
				測定時間	18分間
測定装置	CAN-OSP-NAI	測定容器	V-11容器	試料重量	0.539kg
測定項目	測定結果(Bq/kg)*1		基準値(Bq/kg)*3*4	検出限界(Bq/kg)*2	
放射性ヨウ素 I-131	N.D.		本法に設定なし	11	
放射性セシウム Cs-137	N.D.	N.D.	500	20	
放射性セシウム Cs-134	N.D.			20	

*1 N.D.は不検出の意。検出限界以上の検出が認められなかったことを示す。

*2 検出限界は、本法で検出できる限界量を示す。この数値より小さいレベルでの汚染などは検出することができないためN.D.(不検出)となる。

*3 食品についての基準値は原子力災害時における飲食物摂取制限に関する指導による。放射性ヨウ素(I-131)は、飲料水、牛乳・乳製品で300Bq/kg、野菜類(根菜・芋類を除く)で2000Bq/kg。放射性セシウム(Cs-137, Cs-134)は、飲料水、牛乳・乳製品で200Bq/kg、野菜類(根菜・芋類を除く)で500Bq/kg、穀類で500Bq/kg、肉、卵、魚介類、その他で500Bq/kg。

*4 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び暫定許容値については、農林水産省通知「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について(平成23年8月1日)」による。肥料・土壌改良資材・培土で400Bq/kg、牛・馬・豚・家きん等用飼料で300Bq/kg、養殖魚用飼料で100Bq/kg。

本報告書および成績書は送付いただいた試料についてのみ有効となります。製品全てを保証するものではありません。

本報告書および成績書の一部、または全部を無断で複写・転載することを禁じます。

報告書に押印のないものまたは、訂正のあるものは無効となります。

